堺市監査委員公表第30号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法(昭和22年法 律第67号) 第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年7月12日

堺市監査委員 伊豆丸 精 二

信貴良太 同 同

同

監査結果に基づく措置通知書

監 査 の 種 類 公の施設の指定管理者監査 (原池公園、堺市原池公園体育館、堺市原池公園スケート ボードパーク、堺市原池公園野球場、堺市陶器スポーツ広場)		
監査実施期間 令和5年1	令和 5 年 11 月 1 日 ~ 令和 6 年 3 月 26 日	
文化観光局 スポーツ部 スポーツ施設課 措置を講じた部局等 建設局 公園緑地部 原池公園事務所 指定管理者:ばらいけ NEXT 創発パートナーズ		
指摘事項等	措置内容	所管部課等
3 事業報告書等について		
(1) 基本協定書において、指定管理		
者は、事業報告書に収支状況を記		
載することとされているが、以下		
の誤りがあった。		
また、市はそれに対する指導を		
行っていなかった。		
ア 市が施設の設置目的や特性等	御指摘を受け、令和 4 年度	指定管理者
から必要と認め、指定管理者に	事業報告書を正しい金額に修	
企画提案を求めている自主事業	正し、令和6年1月31日に市	
においては、各月の収支差額を	へ提出しました。	
集計した年間の収支差額を指定	今後は、報告の趣旨を鑑み、	
管理業務の収入内訳に記載する	各月の当該自主事業の収支が	
こととしており、年間の収支差	赤字になった場合も実績どお	
額が赤字となった場合は 0 円と	り集計します。	
記載することとしている。		
しかし、各月の収支差額が赤	御指摘を受け、指定管理者	スポーツ施設課
字となった月を0円として集計	に収支状況の計上方法を再確	
していたことが原因で、誤った	認させた上で、事業報告書を	
金額を収入内訳に記載してい	修正するよう指示し、令和6	
た。	年1月31日付けで、修正した	
	事業報告書の提出を受けまし	
	た。	
	今後は、点検マニュアルに、	
	事業報告書において整合させ	

るべき箇所を具体的に明示 し、報告内容の確認作業を容 易にすることで、点検漏れを 防止します。

イ 基本協定書において、指定管 理者は、指定管理業務の収支と 自主事業の収支は別に把握する ものとされている。

しかし、指定管理者は事業報 告書の収支状況において、人件 費のうち福利厚生費を全て指定 管理業務 (スポーツ施設分) の 支出に計上していた。

御指摘を受け、令和4年度 指定管理者 事業報告書の福利厚生費を指 定管理業務(園地分)と自主 事業分へ按分した形に修正 し、令和6年1月31日に市へ 提出しました。

今後、事業報告書の書式を 変更した際は、事業報告書作 成時に使用している計算ツー ルの設定を正しく行えている か併せて確認します。

御指摘を受け、指定管理業 務(園地分)及び自主事業の 福利厚生費に按分計上の上、 事業報告書を修正するよう指 示し、令和6年1月31日付け で、修正した事業報告書の提 出を受けました。

今後は、按分項目・按分率 を再確認の上、報告誤りを所 管課が指摘できるよう点検マ ニュアルを時点修正し、報告 内容の確認作業を容易にする ことで、点検漏れを防止しま す。

ウ 指定管理者は、陶器テニスコ ートの人工芝張替に係る費用及 び原池体育館の Wi-Fi 設置に係 る費用について、減価償却費分 を計上していたが、計上する項 目を誤って、減価償却(人工芝

御指摘を受け、令和4年度 事業報告書の減価償却費と備 品購入費を修正し、令和6年 1月31日に市へ提出しまし た。

今後、事業報告書の書式を

スポーツ施設課 原池公園事務所

指定管理者

等)ではなく、備品購入費とし ていた。

変更した際は、事業報告書作 成時に使用している計算ツー ルの設定を正しく行えている か併せて確認します。

御指摘を受け、人工芝張替 及び Wi-Fi 設置に係る費用に ついて減価償却費に経費計上 し、事業報告書を修正するよ う指示し、令和6年1月31日 付けで、修正した事業報告書 の提出を受けました。

今後は、予算額と決算額が 乖離している場合は執行内容 を再確認の上、その執行内容 に応じた金額が計上されてい るかを確認します。

スポーツ施設課

(2) 基本協定書において、指定管理 者は、事業報告書に利用料金収入 に関する報告として、利用者数、 利用区分、減免等の状況を記載す ることとされており、利用のキャ ンセル等による利用料金の還付の 件数・金額も記載する様式で報告 を行っていた。

しかし、令和4年度の利用料金 収入において、複数の還付が発生 していたにもかかわらず、事業報 告書では還付の件数・金額はなし と報告されていた。

[収支内容の適切な把握について (意見)]

原池公園等の指定管理業務にお いては、指定管理者の代表団体で ある美津濃株式会社が施設全体の 統括管理を行い、構成団体のうち、

御指摘を受け、令和 4 年度 | 指定管理者 事業報告書に還付件数と金額 を記入し、令和6年1月31日 に市へ提出しました。

今後は、還付の件数・金額 も報告する必要があると認識 を改め、記載するようにしま

御意見を受け、今後は、実 指定管理者 際に要した費用の内容が把握 できるよう構成団体と協議 し、人件費等の各項目に分け

ミズノスポーツサービス株式会社 て示せるようにします。 が体育館等の受付管理運営等を、 大林ファシリティーズ株式会社大 阪支店が設備維持管理を、利晃建 設株式会社が設備修繕管理を、グ リーンシステム株式会社が植栽維 持管理を、株式会社ピーエスジェ イコーポレーションがスケートボ ードパークの受付管理運営をそれ ぞれ担当している。

収支状況報告書では、指定管理 者における収支が報告されていた が、ミズノスポーツサービス株式 会社と利晃建設株式会社以外の構 成団体 3 社で生じた人件費等の各 費用(令和4年度支出額全体の約 24%) は一括して委託費として計 上されており、構成団体3社にお いて実際にかかった費用やその内 訳は全く把握できない状態となっ ていた。

市は、構成団体において生じた 支出の実態を把握し、施設の管理 運営が適切に行われているかどう か、及び指定管理料は妥当である か等の検証を行う必要がある。こ の点に留意し、指定管理業務の収 支状況を適切に把握されたい。

4 管理運営について

(1) 堺市公園条例等では、公園の使 用許可を受けようとする者は、公 園使用許可申請書(以下「申請書」 という。)を指定管理者に提出し、 指定管理者は、許可をしようとす るときは申請者に公園使用許可書 (以下「許可書」という。)を交付 することとされている。

御意見を受け、各構成団体 において生じた支出の実態を 把握し、施設の管理運営が適 切に行われているかどうか、 及び指定管理料は妥当である か等の検証を行うため、各構 成団体の経費の内訳を示すよ う求め、把握するようにしま

スポーツ施設課 原池公園事務所

御指摘を受け、申請書と許 可書を一体とした様式に見直 し、管理運営規則の改定を行 った上で、令和6年4月1日 より運用を開始しました。

御指摘を受け、公園の使用「原池公園事務所 許可の運用方法について、よ

指定管理者

しかし、指定管理者は、申請書の提出を受けた後、許可書の交付を行わずに公園を使用させており、市もそのことを把握できていなかった。

(2) 仕様書において、指定管理者は、 原池公園、体育館等の施設、設備、 器具備品の維持管理に際しては、 常に利用者の安全確保に万全を期 すこととされている。

しかし、指定管理者が、年に 2 回 (3月及び9月)、第三者に委託 している体育館の防災設備の保守 点検業務 (法定点検) への対応に おいて、以下のとおり不適切なも のがあった。

- ・ 指定管理者は、令和 3 年 3 月以降、体育館内の同じ箇所 と内容で「不良」の結果報告 を複数受け続けていたにもか かわらず、令和 5 年 11 月 22 日時点で全く対応していなか った。
- ・ 指定管理者は、令和4年9

り明確かつ効率的に行うよう 指定管理者に指導しました。

今後は、指定管理者が改定 した管理運営規則に沿って運 用されているかを毎月の定期 会議の際に確認します。

御指摘を受けた不良箇所の 未対応分については、応急対 応を含め、令和6年1月23日 までに改善対応を行いまし た。

今回の御指摘を重く受け止 め、指定管理者代表企業及び 構成企業において速やかに再 発防止策を講じました。今後、 点検実施後は各点検報告にお ける特記事項(不備事項とそ の対応等並びに実施進捗状況 など)を記載した点検実施報 告書を指定管理者代表企業が 責任をもって構成企業に確 認・作成し、市及び指定管理 者で開催している定期会議で 提出・報告します。さらに、 今回、対応不備のあった消防 設備点検については利用者の 安全に直結することから、不 良箇所等への対応などを示し た報告書を上記の報告書とは 別途、市に提出し、不良箇所

令和 4 年度当初に、指定管理者から報告を受けた法定点検指摘事項については見積りを徴取中との内容であったため、指定管理者にて対応を進

等の改善対応に当たります。

指定管理者

スポーツ施設課

た。

月及び令和5年3月の点検結┃めていると認識しており、令 果を市に報告していなかっ 和 5 年度当初の指定管理者か らの報告においては記載がな かったことから、当点検にか かる不良箇所は改善されたも のと認識していました。令和 5年度当初に、令和4年度に 報告のあった法定点検指摘事 項について改善がなされたか どうか、また新たな指摘事項 がなかったかどうかについて も改めて確認することで防げ たものと考えます。

> 法定点検における指摘事項 については、最優先で対応す べきものであり、指定管理者 に対し、指摘事項を直ちに改 善することを求め、再発防止 策を講じるよう指導しまし た。

> 今回の御指摘を重く受け止 め、市と指定管理者で毎月開 催している定期会議におい て、以前から指定管理者に提 出を求めている修繕管理表の 中で、法定点検における指摘 事項にかかる修繕については 他の修繕事項と区別した上で 進捗及び実施後の報告を求め ます。また、今回の件を受け 指定管理者から提出を受ける ことになった点検実施報告書 と照合することで、漏れがな いか確実に確認します。併せ て、より効率的な確認方法に ついて、今後も検討します。

「負担割合に基づく算定の根拠とす る金額について (意見)]

原池公園体育館においては、同 じ建物内に、堺市原池公園事務所 が併設されている。そのため、光 熱水費等については、指定管理者 が一旦支払い、年度協定書で定め られた負担割合に基づいて計算し た金額を、後から指定管理者が市 に請求している。

光熱水費のうち、電気使用料に ついては、原池公園体育館全体の 使用量に対する原池公園事務所の 子メーター数値の割合で算定する こととされている。

しかし、按分対象となる電気使 用料について、電力会社から適用 されている割引額を考慮せず、割 引前の電気使用料によって算定し ていた。

年度協定書で定められた負担割 合は実費負担を前提としたもので あると考えられることから、実際 に電気使用料として支払った金額 に基づいて算定するようにされた 11

御意見を受け、今後は、実 指定管理者 際に支払った金額に基づき算 定した費用を請求します。ま た、算出根拠として電気料金 の明細書を提出します。

今後は、電気料金の明細書 の提出を求め、指定管理者が 実際に支払った金額を確認の 上、請求された費用負担額を 支払います。

なお、今期指定管理期間に おける過払い金額分について は、令和6年2月7日に指定 管理者からの還付を受けまし た。

原池公園事務所